

海上運送法

1. 案内情報

- ① 手続名：人の運送をする貨物定期航路事業開始の届出
- ② 手続根拠：
 - ・海上運送法第19条の5第1項
 - ・海上運送法施行規則第20条
- ③ 手続対象者：人の運送をする貨物定期航路事業を営もうとする者
- ④ 提出時期：事業開始の30日前
- ⑤ 提出方法：次に掲げる事項を記載した人の運送をする貨物定期航路事業開始届出書を、主たる営業所の所在地を管轄する地方運輸局等へ提出
 - ・住所及び氏名
 - ・事業計画（次の(1)～(5)に係る事項）
 - (1) 航路の起点、寄港地、終点及びそれらの相互間の距離（要航路図）
 - (2) 使用旅客船（予備船を含む）の明細
 - (3) 係留施設、水域施設、陸上施設、その他の輸送施設の概要
 - (4) 運航日程及び運航時刻
 - (5) 運航開始予定期日
- ⑥ 手数料：なし
- ⑦ 添付書類：提出先となる管轄運輸局等へお問い合わせ下さい。
- ⑧ 申請書様式：提出先となる管轄運輸局等へお問い合わせ下さい。
- ⑨ 記載要領・記載例：提出先となる管轄運輸局等へお問い合わせ下さい。

2. 窓口情報

- ① 提出先：

北海道運輸局海事振興部旅客・船舶産業課	011-290-1011
東北運輸局海事振興部海事産業課	022-791-7512
関東運輸局海事振興部旅客課	045-211-7214
北陸信越運輸局海事部海事産業課	025-285-9156
中部運輸局海事振興部旅客課	052-952-8013
近畿運輸局海事振興部旅客課	06-6949-6416
神戸運輸監理部海事振興部旅客課	078-321-3146
中国運輸局海事振興部旅客課	082-228-3679
四国運輸局海事振興部海運・港運課	087-802-6807
九州運輸局海事振興部旅客課	092-472-3155
沖縄総合事務局運輸部総務運航課	098-866-1836

② 受付時間：提出先にお問い合わせ下さい。

③ 相談窓口：管轄地方運輸局等

3. 手続情報

①不服申立方法：行政不服審査法の規定による